平成30年度の町農業労賃等標準額が右表のとおり決まりま ◆人力の部 した。適用期間は4月1日から来年3月31日までです。次の 留意事項も併せてご確認ください。

▷留意事項 ▶人力の部の実働時間が1日8時間を越えた場 合、1時間単位で超過額を加算▶畑作業(人力の部)のパー ト作業は1時間当たり700円▶機械の部の標準額には全て オペレータ賃金と燃料代を含む▶湿田の耕起、刈り取り脱 穀(コンバイン)は、10% 当たり1100円増し▶刈り取り結 束の結束用縄代は委託者負担▶もみの運搬費用は、102~当 たり1100円▶牧草ラッピングは、ラップフィルム代を含む ▶ 5 紅未満の代かきは、1 割増し▶牧草こん包(ロールベー ラ) の基準は1 氚×1 氚 ▶標準額には消費税および地方消 費税は含まれない▶農地の地理的条件や作業条件による増 減額は、受託者と委託者の協議し決める▶そのほか詳細は 両者の話し合いで決める

農地の権利を取得する際は相談を

町では、農地の権利を取得する際に必要な面積の下限を、 10~以上と定めています。農地を取得する際の要件など、詳 細はお問い合わせください。

◆問い合わせ 町農業委員会事務局(☎82-3111内線217) へどうぞ。

			金額	標準額	超過額
種別		_		(1日8時間)	(1時間当たり)
水	\blacksquare	作	業	6000円	940円
畑	1	F	業	6000円	940円

※作業1時間当たりは750円です。

◆機械の部

	種 別			使用機械・区分						単位	다	標準額	
	耕 起			2	耕運機およびトラクター						10	アー	6100円
	代	か	Ş	5			//					//	6900円
٦١.	<	3 8	ゆら)	<	ろ	Ø.	Q	り	機		メー	60円
水	\blacksquare	植	7	Ž	\Box		植	Ē		機	10	アール	6600円
	ΧIJί	り取り)結5	ŧ	/ \	イ	ン	/	ダ	_		//	7400円
,,						ンバー		5	アー	未満	1	アール	1710円
作	XII r	ノ取り)脱索	殳			イン	10)ァー:	未満		//	1610円
業								10)ァー.	以上		//	1510円
_	乾		烨	喿	乾		煩	3		機	10	アール	7600円
	脱		束	设	全	É	動	脱	榖	機	1時	間	4100円
	転化	乍田草	刘儿)	特	Z	設	定	な		10)ァー	5100円
	全		舟	殳	耕選	₫機ま	うよび	1	ラク	9-		//	5900円
畑	大豆	豆刈り)取り)	汎	用:	コン	1	1	(ソ		//	12100円
作	種 まき			5	コーンプランター						//	3100円	
	XIJ	1) E	取り	_	<u> </u>	ーン	/\-	- ^"	ス ′	9 –		//	9100円
業	牧草こん包			2	ロールベーラ					1	個	1600円	
	牧草ラッピング				ラッピングマシン						//	1600円	
	たし	ハ肥	散石	d	∇	_ 그 -	アス	プレ	,ツ	/		アール	3200円
共	たし	ハ肥	散る	ī	噴	霧				器	10	アール	1100円
通	薬剤散布(薬剤別途)			·-	ブームスプレイヤー					10	アール	1500円	

固定資産税に関するお知らせ

30年度以降も震災減免継続決定

平成30年度の賦課期日(平成30年1月1日)に課税とな る資産を所有する方には固定資産税の納税通知書を4月中 旬までに送付しますので、期限までに納付をお願いします。 また、所有する資産が全て課税減免または免税点未満と なった方には、納税通知書は送付しません。

▷納期限 ▶第1期…5月1日▶第2期…7月31日▶第3 期…11月30日▶第4期…来年1月31日

■震災減免特例措置

津波浸水区域の土地や家屋に対する固定資産税の税額に ついて、減免する措置を平成32年度まで継続します。減免 対象区域については右表をご確認ください。

■固定資産税の評価替え

固定資産の価格(評価額)は3年ごとに見直されます。本 年度がその評価替えの年になることから、土地と家屋の固 定資産税額が前年と比べて変わっている場合があります。

■固定資産税の縦覧

平成30年度の「土地・家屋等縦覧帳簿」の縦覧を行いま す。この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産の価格が 適正かどうかを判断するために、縦覧制度によりほかの固 定資産の価格や面積などを見ることができる制度です。所 有者や課税内容は非公開となります。

◆平成30年度の震災減免対象区域

▼ 1 1×00 + 1×0 1×0 1×0 1×0 1×0 1×0 1×0 1×0 1×0 1×0							
地区	住所地番内の全部または一部区域が減免						
境田町	1番~21番、23番、24番						
川向町	1番~21番						
中央町	1番~16番						
八幡町	1番、2番、4番~12番						
後楽町	1番、2番、4番、7番						
北浜町	1番~14番						
飯岡	第1地割、第2地割						
長崎	一丁目~四丁目						
Ш⊞	第1地割~第5地割、第9地割~第14地割						
船 越	第3地割~第16地割、第18地割~第23地割						
織笠	第1地割~第3地割、第6地割~第9地割、第11						
THEX. ST	地割~第14地割						
大 沢	第1地割~第3地割、第5地割~第13地割						

- ▷縦覧期間 4月1日~5月1日(土・日曜日、祝日は除く)
- ▷時間 午前8時半~午後5時15分
- ▷場所 町税務課
- ▷縦覧できる人 ▶納税義務者▶納税管理人▶代理人 一など

▷持ち物 本人確認証明書(運転免許証、保険証など) ※代理人の場合は委任状も必要です。

◆問い合わせ 町税務課資産税係(☎82-3111内線113、 114、118、) へどうぞ。